



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 特種東海ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 安本 昌司
(コード番号 3708 東証第一部)
問合せ先 総務人事室長 大島 一宏
TEL (03) 3273 - 8281

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、報酬として株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役及び監査役に対する報酬制度に関して、平成 20 年 6 月 26 日開催の第 1 期定時株主総会の終結の時をもって退職慰労金制度を廃止いたしますが、これに代わるものとして今般当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的に、当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役及び監査役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役については 295,000 株（うち社外取締役 12,000 株）、監査役については 59,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の

目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

取締役については295個（うち社外取締役12個）、監査役については59個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② その他の行使条件については、別途取締役会において定めるものとする。

(8) その他新株予約権の細目等

上記(1)から(7)までの細目及び(1)から(7)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社の主要子会社である東海パルプ株式会社及び特種製紙株式会社の取締役及び監査役に対して、役員退職慰労引当金制度を廃止し、上記と同一内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（上限275個）を本定時株主総会の日から1年以内に当社取締役会の決議により付与する予定であります。

※ 上記の内容については、平成20年6月26日開催予定の第1回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上